審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		在宅重度心身障害者手当の支給決定				
根拠法令及び条項		蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例 第3条				
	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)					
	公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)					
審査基準	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 在宅重度心身障害者手当支給条例 第2条、第4条、第8条 ※別添の条例参照					
審査基準設定年月日		平成28年12月20日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)期間(60日)□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)				
標準処理期間 設定年月日		令和6年4月30日	標準処理期間最終変更年月日	年	月	日
所管部署		健康福祉部 福祉課				
備考						

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 蓮田市在宅重度心身障害者手当支給条例

- 第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が(A)又はAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が障害の程度について最重度又 は重度と判定した者
- (5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者
- 第3条 蓮田市に住所を有し、前条各号のいずれかに該当する者は、この条例の定める ところにより、手当を受けることができる。
- 2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定 を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその 結果を通知しなければならない。
- 第4条 前条第2項の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれ かに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。
- (1) 蓮田市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。
- 2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなったときは、速やかに規則で 定める届書を市長に提出しなければならない。
- 第8条 市長は、障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者には手当を支給しない。
- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号若しくは第26条の2第1号に規定する施設又は障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第14条第3号に規定する施設に入所している者
- (2) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害 者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第 1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者(第2条第1号に該当し、かつ、

同条第2号又は第4号に該当する20歳未満の者で、規則で定める状態にあると市長が認めたものを除く。)

- (3) 前年の所得により、住民税を課税されている者
- (4) 65歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
- ア 65歳に達する日の前日において、受給者であった者
- イ 65歳に達する日の前日において、前3号に掲げる事由に該当し支給を制限されていた者で、同日後に当該事由に該当しなくなったもの
- ウ 市外からの転入者であって、65歳に達する日の前日において第2条第1号から第3号までの規定に該当するもの(都道府県知事(埼玉県知事を除く。)又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給されるもので、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けていた者で、当該障害の程度が第2条第2号に規定する障害の程度に相当するものを含む。)
- 2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、 手当の全部又は一部を支給しないことができる。